

家具類固定サポート制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地震発生時における家具類の転倒等による被害を軽減するため、家具類転倒防止対策推進会議（以下「協議会」という。）を構成する市町に住所を有する世帯に対し、家具類転倒防止器具の取付支援を行う「家具類固定サポート制度」（以下「サポート制度」という。）の実施に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「家具類」とは、居住の用に供されている住宅において生活の用に供するタンス・本棚・食器棚等の家具、テレビ・冷蔵庫・電子レンジ等の家電製品その他知事が認めるものをいう。
- (2) 「転倒防止対策」とは、地震の揺れで、家具類が、転倒・落下・移動・変形等することに起因した圧死、負傷、火災の発生、避難障害等の被害の発生を軽減することを目的とした対策をいう。
- (3) 「器具」とは、家具類の転倒防止対策を実施するためのL型金具、連結金具、ポール式器具、ベルト式器具、ストッパー式器具、マット式器具、扉開放防止器具、収容物落下防止器具その他知事が認めるものをいう。
- (4) 「取付支援」とは、サポート制度による事前診断及び取付の立会い・補助・代行をいう。

(対象世帯)

第3条 サポート制度を利用できる世帯は、協議会を構成する市町に住所を有する世帯とする。

(費用負担)

第4条 サポート制度による器具の取付支援に係る費用は、協議会の負担とする。ただし、取り付ける器具の購入に要する費用は、器具の取付支援を受けようとする者（以下「申請者」という。）の負担とする。

(取付支援業務)

第5条 サポート制度による器具の取付支援業務は、協議会からサポート制度実施業務を受託した事業者（以下「受託事業者」という。）が行うものとする。

(募集等)

第6条 協議会は、サポート制度の利用申請の募集に際して、予め募集期間及び募集世帯数の上限を設定することができる。

2 協議会は、申請件数が募集世帯数の上限に達したときは、募集期間中であっても、当該年度における申請の受付を中止することができる。

3 利用申請は、次条の規定によるものとする。

(申請)

第7条 申請者は、前条第1項に定める募集期間内に、受託事業者が定める方法により申請をしなければならない。

2 申請は、1世帯につき1回限りとする。ただし、会長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(決定)

第8条 受託事業者は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、サポート制度実施の適否を決定し、家具類固定サポート制度利用決定通知書により申請者に通知する。

(取付方法等)

第9条 器具を取り付ける家具類及び取り付ける器具は、受託事業者による事前診断を踏まえ申請者が決定する。

2 器具を取り付ける家具類は、1世帯につき4台までとする。

3 器具の取付に際し、床又は壁等の改修は行わないものとする。

(家屋の所有者等の承諾)

第10条 自己の所有する家屋以外の家屋に居住する者が器具の取付支援を申請する場合は、当該家屋の所有者又は管理者の承諾を得なければならない。

(器具の取外し)

第11条 サポート制度により取り付けた器具の取外しは、申請者の責任で行うものとする。

2 前条に規定する自己の所有する家屋以外の家屋に器具の取付支援を受けた申請者は、当該家屋を明け渡す場合には、申請者の責任により家屋の内装を原状に復さなければならない。

(免責)

第12条 協議会及び受託事業者は、サポート制度により器具の取付を行った家具類が地震

等で転倒するなどにより、被害が発生した場合において、その責任を負わない。

2 協議会及び受託事業者は、器具の取付において生じた家屋や家具類の毀損について、その責任を負わない。

(その他)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、サポート制度の実施に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。